

資料編

- 第9期介護保険料の設定
- 諮問書
- 答申書
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過
- 介護保険サービス一覧
- 用語解説（五十音順）

第9期介護保険料の設定

1. 介護保険の財源

(1) 介護保険給付費の財源内訳

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費（税金）で負担します。第9期計画期間（令和6～8年度）においては、65歳以上の方（第1号被保険者）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

(2) 地域支援事業費の財源内訳

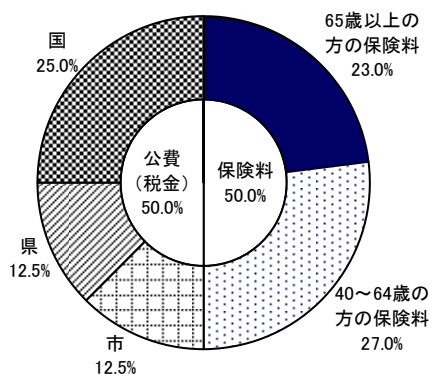
<介護予防・日常生活支援総合事業>

上の介護保険給付費（在宅サービスの場合）と同じです。

<包括的支援事業及び任意事業>

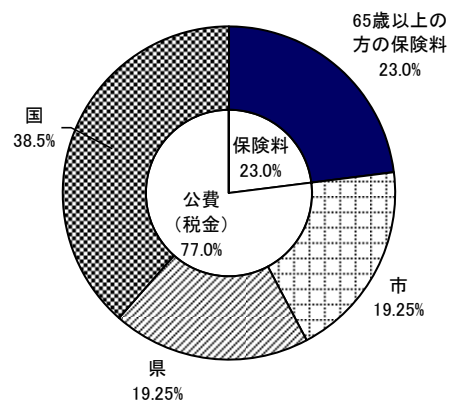
地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料として負担いただき、77%を公費で負担します。

■ 介護保険給付費の財源内訳
（在宅サービスの場合）

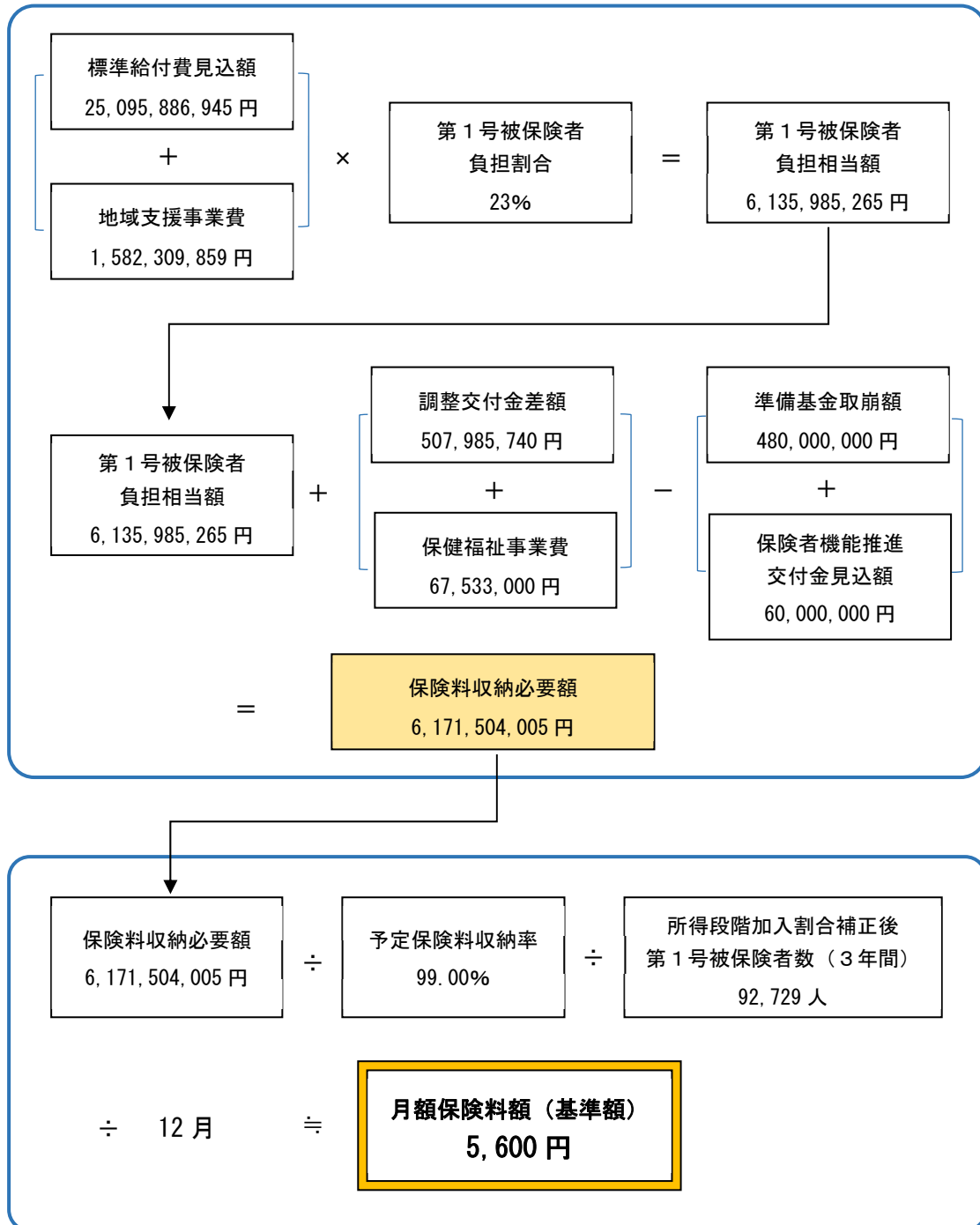


（施設サービスの場合：国 20.0%、県 17.5%）

■ 地域支援事業の財源内訳
（包括的支援事業及び任意事業の場合）



2. 介護保険料の決まり方



3. 所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第9期保険料基準額 年額 67,200円 月額 5,600円

課税状況	所得段階	対象者	基準額に対する割合	第9期保険料		
				年額	(月額)	
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	※0.285	19,150円	(1,595円)	
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の者	※0.485	32,590円	(2,715円)	
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	※0.685	46,030円	(3,835円)	
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	60,480円	(5,040円)
		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	67,200円	(5,600円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	1.16	77,950円	(6,495円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	1.33	89,370円	(7,447円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.65	110,880円	(9,240円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.95	131,040円	(10,920円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	2.00	134,400円	(11,200円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.05	137,760円	(11,480円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.25	151,200円	(12,600円)
		第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	2.30	154,560円	(12,880円)
		第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が820万円以上の者	2.40	161,280円	(13,440円)

※低所得者の保険料軽減対策として、第1～第3段階について消費税による公費が投入されています。

(参考)過去の保険料基準額(月額)

第6期 (平成27～29年)	第7期 (平成30～令和2年)	第8期 (令和3～5年)
5,320円	5,810円	5,810円



5糸介第 633 号
令和5年7月27日

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野 和良 様

糸島市長 月 形 祐 二

糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について
(諮問)

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則（平成22年糸島市規則第95号）第2条第1項の規定に基づき、下記のことについて、理由を付して諮問します。

記

1 諮問事項

糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

2 理由

糸島市において高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画及び令和6年度から8年度までの3年間の計画期間とする第9期介護保険事業計画を一体的に策定する必要があるため。

以上



令和6年1月18日

糸島市長 月形 祐二 様

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野 和良

糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について（答申）

令和5年7月27日付け5糸介第633号で諮問のあった「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定」について、審議を行いましたので答申します。

記

1 諮問事項の審議にあたって

本運営協議会では、令和3年3月に策定された「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の実施状況や現状の課題などを踏まえ、次期「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定に向けて令和5年7月から5回の協議会を開催してきました。

次期計画では、基本方針である「地域と共につくる共生社会の実現」「多様化・複雑化する課題に対応する、重層的支援体制整備事業の推進」「自立支援、重度化防止に向けた取組の推進」について、集中的に調査・審議を行い、本運営協議会としての意見がまとまりました。

あわせて、第9期の介護保険料についても、被保険者数や要介護認定者数の推移及び介護保険サービスの見込み量等を確認し、慎重に調査・審議を進めたうえで、国の介護報酬改定等を反映したところの保険料額の確認を行いました。

2 審議結果

- (1) 別添「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」については、適正なものであると認める。
- (2) 別紙「第9期介護保険料（案）」については、適正なものであると認める。

3 附帯意見等

- (1) 「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び次期介護保険料について、広く周知を図るとともに、市民の理解を得るため丁寧、かつ、わかりやすい説明に努めていただきたい。
- (2) 計画の推進にあたり、特に自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントの推進及び認知症施策については、認知症基本法の基本理念等に基づき、共生社会の実現に向けた取組を強化していただきたい。
- (3) 高齢化が進む中で、介護人材の不足が深刻化すると懸念されており、介護人材の確保・定着に向けた取組を強化していただきたい。
また、市民が、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、各種相談機関との連携を推進し、多様化・複雑化した課題に対応する重層的支援体制整備事業の更なる推進を図っていただきたい。
- (4) 地域包括支援センターについては、高齢者を取り巻く環境が多様化・複雑化する状況をふまえて、詳細な検討が必要である。
地域包括支援センターの円滑、かつ、適正な運営が中長期的に維持されるために、人員体制などの環境整備やICTを活用して事務の軽減を図るとともに、機能強化に取り組んでいただきたい。
- (5) 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、多様な就労・社会参加の環境整備や、健康寿命の延伸に向けた取組にかかる意識啓発等を図っていただきたい。

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

区分	委員名	所属等	備考
被保険者代表	里村 廣志	糸島市シニアクラブ連合会 会長	
	洞 孝文	糸島市シルバー人材センター 事務局長	
	日高 由美子	糸島市民生委員児童委員協議会 役員	
	原田 孝基	一般公募	
	瀬戸 益子	一般公募	
事業者代表	井上 俊孝	井上病院 理事	
	山元 小百合	ケアプランセンターまこと 介護支援専門員	
	黒澤 明	特別養護老人ホーム志摩園 施設長	
	平田 正直	特別養護老人ホーム富の里 施設長	
	合原 嵩子	福吉病院 事務長	令和5年7月31日まで
	菰田 淳一郎	福吉病院 事務部	令和5年8月1日から
公益代表	加納 啓一郎	糸島歯科医師会 監事	副会長
	扇 清人	糸島市社会福祉協議会 会長	令和5年6月23日まで ^{注)}
	宗 哲夫	糸島市社会福祉協議会 会長	令和5年6月23日から
	高野 和良	九州大学大学院人間環境学研究院 教授	会長
	波多江 龍信	糸島医師会 理事	
	鈴田 博之	福岡県糸島保健福祉事務所 副所長	令和5年3月31日まで
	田中 洋二	福岡県糸島保健福祉事務所 副所長	令和5年4月1日から

注：令和5年6月23日付で糸島市社会福祉協議会の会長が交代となったため

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和5年7月27日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について(諮問)
		・令和4年度事業報告
		・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画進捗状況
		・令和5年度地域包括支援センター事業評価
		・第8期計画における施設整備の進捗状況
第2回	令和5年8月24日(木)	・糸島市介護保険事業の現状
		・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について ①介護保険サービスの基盤整備 ②日常生活圏域の設定 ③地域包括支援センターについて ④計画策定にあたって
第3回	令和5年10月12日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について (第1章～第6章)
第4回	令和5年11月9日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について (第7章～第8章、資料編)
	令和5年12月1日(金) ～ 令和6年1月4日(木)	・パブリックコメントの実施 閲覧場所：介護・高齢者支援課、情報公開コーナー、各コミュニティセンター、市ホームページ
第5回	令和6年1月18日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について (計画案の最終確認、保険料案、答申案)
	令和6年1月18日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の答申

介護保険サービス一覧

※サービス名に介護度の記載がないサービスは、
要支援1・2、要介護1～5の人が利用可能です。

分類	サービス名	サービス内容
居宅サービス	訪問介護 要介護1～5の人 ※要支援1・2の人は地域支援事業	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行うサービス。
	訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	看護職員と介護職員が利用者の居宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行うサービス。
	訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等が疾患のある利用者の居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うサービス。
	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うサービス。
	居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。
	通所介護【デイサービス】 要介護1～5の人 ※要支援1・2の人は地域支援事業	通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上等を日帰りで行うサービス。
	通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)	通所リハビリテーションの施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上等を日帰りで行うサービス。
	短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)	介護老人福祉施設等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を行うサービス。
	短期入所療養介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を行うサービス。
	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を行うサービス。
	福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	車いすや介護ベッド等の日常生活の自立を助ける、又は機能訓練のための用具をレンタルするサービス。
	福祉用具購入【特定福祉用具販売】 (介護予防福祉用具購入) 同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分含む）	福祉用具販売の指定を受けた事業者から、入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した場合に、購入費用の一部を支給するサービス。
	住宅改修 (介護予防住宅改修) 20万円を上限（ただし、利用者負担分含む）	手すりの取付けや段差解消等、生活環境を整えるために住宅の小規模な改修を行った場合に、改修費用の一部を支給するサービス。
居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行うサービス。	

分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1～5の人	定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に行うサービス。
	夜間対応型訪問介護 要介護1～5の人	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行うサービス。
	地域密着型通所介護 要介護1～5の人	通所介護の施設（利用定員19人未満）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上等を日帰りで行うサービス。
	認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）	認知症の利用者が通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上等を日帰りで行うサービス。
	小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の居宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。
	認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 （介護予防認知症対応型共同生活介護） 要支援2、要介護1～5の人	認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を行うサービス。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護）	地域密着型の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を行うサービス。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【特別養護老人ホーム】 要介護1～5の人（原則として要介護3～5）	入所定員30人未満の介護老人福祉施設が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行うサービス。
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～5の人	「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせるサービス。
	介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】 要介護1～5の人（原則として要介護3～5）	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行うサービス。
	介護老人保健施設 要介護1～5の人	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションや医療、介護等を行うサービス。
	介護医療院 要介護1～5の人	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行うサービス。
	介護療養型医療施設 要介護1～5の人	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を行うサービス。 （令和6年3月をもって全て廃止）

その他の保険給付等

給付費名等	内容
特定入所者介護サービス費	介護保険施設利用者で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
高額介護サービス費	月々の自己負担額の世帯の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険のサービス利用にかかる自己負担額について、世帯の1年間の合計が著しく高額になった場合、所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
審査支払手数料	事業所からのサービスにかかる費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料。

用語解説（五十音順）

あ 行	
ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)「情報通信技術」の略称。
アウトリーチ支援	福祉分野では、「支援が必要にもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこと。
アセスメント	ケアプランの作成にあたって、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握すること。
NPO	民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくり等の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体。

か 行	
介護給付	要介護状態（要介護1～5）にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護認定審査会	要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行う。また判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができる。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成27年度制度改正によって、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ実施することが可能な地域支援事業へ移行したもの。多様な主体が参画し、サービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的、かつ、効率的な支援を目指している。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一般的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者等の身体的状況等に応じて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人。
健康福祉センター	高齢者と障害者に対する各種の福祉サービスの提供及び市民に対する保健サービスの充実並びに市民と市民のボランティア組織の協力による福祉及び保健活動の推進等総合的な市民の福祉と健康増進に関する事業を行うための施設。

か行	
業務継続計画（BCP）	BCPは「Business Continuity Plan」の略。介護施設においては、災害や感染症などの非常時においても、重要な事業を中断させないように、または中断してもなるべく迅速に復旧させるために作成しておくべき計画のこと。令和6年4月から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定等が義務化される。
高齢者福祉施設	高齢者の相互交流及び生きがいづくりを促進し、福祉のまちづくりを推進するための施設。

さ行	
サロン活動	コミュニティセンター等を拠点に住民である当事者とボランティアが協働で内容を企画し、家族がいても昼夜一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者等が、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒にレクリエーションや簡単な体操をすること等により、いきいきと生きがいをもって地域で元気に暮らせることを目指し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
事業対象者	基本チェックリストにより生活機能の低下が認められ、要支援状態となるおそれがあると判断された者。
重層的支援体制	地域住民の複合・複雑化したニーズに対応するため、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の相談支援に係る機関が連携し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制のこと。
就労的活動支援コーディネーター	高齢者が地域社会の中で活躍の機会ができるよう、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とのマッチングを行う。
住民基本台帳	市町村において、住民の居住関係の公証（住民票の写しの交付等）、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。(1)氏名、(2)出生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)転入年月日等が記載されている。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了した者、又は主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。主なものとして、がん、脳血管疾患、心臓病があり、日本人の3大死因となっている。
生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役の機能を果たす者のこと。

さ 行	
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を提携した場合に、それを取り消すことができるようにする等、本人を保護するための制度。

た 行	
第1号被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上の人。
第2号被保険者	市町村の住民のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
地域医療構想	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号及び第30条の6の規定に基づき、都道府県ごとに地域医療構想が策定されることとなっているもの。地域医療構想における介護施設、在宅医療等の追加的需要を踏まえ介護保険事業計画を策定する必要がある。
地域共生社会	平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障害者・子ども等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会をいう。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各市区町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域密着型サービス	高齢者が、介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域の中でなじみの人間関係等を維持しながら生活できるよう、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するための仕組み。原則として保険者の区域内の住民のみが利用できる。
出前講座	市政の情報を積極的に発信することで市民の理解を深め、市民協働のまちづくりを進めるため、市民の要望に応じて、希望する時間・場所に市職員が出向き、業務の説明や専門知識を生かした話などをする。
デマンド交通	利用者のニーズに応じて柔軟に運行する乗り合いの交通機関で、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度及び予約の受付方式などの違いにより、多様な運行形態が存在する。

な 行	
2025年（問題）	2025年には、団塊の世代すべての人が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の増大や若い世代の負担など、さまざまな分野に影響を与えると予想される社会問題のこと。
2040年（問題）	2040年には、第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65～70歳を迎え、2025年よりもさらに高齢化が進むことで起こる問題のことで、高齢者人口がピークを迎えるといわれている。介護現場では、より多くの高齢者を受け入れるための環境整備が課題となっている。また、介護給付費などが激増するといわれている。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域住民や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案、及びかかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。認知症サポート医は厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。
認知症地域支援推進員	認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人。

は 行	
福祉の総合相談窓口	本市では、制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、各分野を超えた包括的な支援を目指し、福祉に関する相談を総合的に受け付ける、「福祉の総合相談窓口」を設置。専門職員を配置し、関係機関やコミュニティソーシャルワーカーなどと協働で早期解決につなげている。
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。
保健福祉事業	地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業など、第1号被保険者の保険料を財源として行う事業。

ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

や 行	
要介護認定者 (要支援認定者)	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人(要支援者)や常時介護を必要とする状態にある人(要介護者)と認定された人。要支援者は要支援1・2に、要介護者は要介護1～5に区分される。
要配慮者	災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。 具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者(児)、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人、人工透析者など。
予防給付	介護保険における要支援認定(要支援1・2)を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

**糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)**

発行 福岡県糸島市

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-323-1111 (代表)